

尼崎市 DX モデル企業創出事業 仕様書

1 事業名称

尼崎市 DX モデル企業創出事業

2 事業の目的

地域の中堅・中小企業は、人手不足や事業環境の変化への対応など、様々な経営課題に直面しており、デジタル技術の活用による業務の効率化や付加価値の向上はこれらの課題解決に資する有効な手段であるものの、ノウハウや人材の不足等により、十分に進んでいないのが現状である。本事業は、地域企業が自社の実情に応じたデジタル活用に取り組むためのモデルを創出し、その成果を地域全体に波及させることを目的として実施するものである。

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業の内容

受注者は尼崎市（以下「市」とする。）が委託する、下記の事業について実施するものとする。

(1) キックオフセミナーの開催

市内の中堅・中小企業等を対象にセミナーを開催し、DX 推進の重要性や取組への理解・共感を醸成するとともに、後述するプロジェクトへの参加を促す。セミナーの構成は、有識者による基調講演、先進事例の紹介（3 社程度）、パネルディスカッションを含むことを想定している。セミナー開催にあたっては、SNS やメールマガジン等を活用し、効果的な広報を行い、参加者の誘客に努めること。なお、会場の手配は市が行う（シアター型 50～70 名規模想定）。

(2) DX 推進モデル企業の選定（5 社程度）

一定の募集期間を設定したうえで、DX モデル企業創出プロジェクトへの参加企業（以下「プロジェクト参加企業」という。）を公募し、市との協議を経て決定する。公募に際しては、SNS 等を活用し、効果的かつ魅力的な広報を行う。プロジェクト参加企業の選定にあたっては、企業規模や業種、DX の推進度を考慮すること。

(3) DX に向けた現状把握支援（5 回程度）

DX 推進の方向性を検討する前提となる現状把握を目的に、プロジェクト参加企業に対し、経営層の DX に対する向き合い方や業務フロー、本業の課題等をヒアリングの上、プロジェクト参加企業と共に内容を整理する。プロジェクト参加企業各社の整理終了後、速やかに各社の現状共有会を設けること。なお、会場の手配は市が行う。

(4) DX アクションプランの策定支援（3 回程度）

(3)で実施した現状把握を基に、各社の現状に応じた DX アクションプランの策定を支援する。

(5) 成果報告会の開催（1 回）

プロジェクト参加企業が本プロジェクトを振り返り、DX 推進の意義や今後の方向性を社内で確認する場とともに、市内事業者や支援機関等に対し、DX 推進の具体的な実践イメージや効果を共有し、取組への関心と機運を高めることを目的とした成果報告会

を開催する。会場の手配は市が行う（シアター型 50～70 名規模想定）。

成果報告会開催にあたっては、各プロジェクト参加企業による発表に加え、DX の知見を有する先進企業、専門家等から講評・フィードバックを受ける機会や、参加者間の意見交換や交流の時間を設けること。また、SNS やメールマガジン等を活用し、効果的な広報を行い、参加者の誘客に努めること。

(6) 付随業務

プロジェクト参加企業、講師、関係団体等との連絡調整・諸謝金の支出、イベント時の参加者管理や資料の印刷・配布、実施内容の進捗管理等のプロジェクトに付随する調整等業務については、受託者が費用負担の上、主体となって行うものとする。

(7) その他

独自の提案を記載する場合は、提示する見積り額の範囲内で実施するものとする。

5 業務責任者との連絡

受託者は業務を実施するにあたり、委託者との連絡担当として、業務責任者を置くこと

6 定例打合せ会の開催

委託者と受託者は、日程調整の上、定例打合せ会を開催すること。

7 報告義務

受託者は、委託業務の実施にあたり、事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により委託業務を実施することができないときは、直ちに委託者へ報告し、委託者と対応について協議すること。

8 委託業務を実施する日及び時間帯

委託業務を行う日は、令和 8 年 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間を除き、委託者が定める日とする。

9 提出書類（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

いずれも紙媒体及びデータで納入すること。

- (1) 実施体制図
- (2) 業務責任者
- (3) 業務従事者
- (4) 個人情報保護に関する受託者の誓約書及び従事者の確認書の写し
- (5) 業務を実施する作業場所及び作業場所においてのセキュリティ設備及び管理体制

10 支払方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括で支払う。

11 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

12 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。
本業務の一部を再委託するときは本市の承認を得なければならない。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
イ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。
ウ 受託者は、個人情報の取扱等については、本仕様書によるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、尼崎市情報セキュリティ基本方針及び尼崎市情報セキュリティ対策基準、その他関連法令及び条例を遵守し、細心の注意をもって個人情報の厳格かつ適正な管理にあたらなければならない。
エ 受託者は、個人情報の管理にあたっては、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
オ 個人情報の漏えい等の対策に対しては、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく損害賠償を求める場合がある。
カ 受託者は、本業務の履行に際して知り得た事項は、一切第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後又は解除された後及び職を退いた場合においても同様とする。
キ 受託者は、委託者の求めに応じて個人情報の取扱いについて報告すること。

(3) 業務実施上の条件

ア 委託契約金額には、本業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。
イ 業務は、原則として土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分の間で行うこととする。ただし、協議により、これ以外とすることができます。
ウ 受託者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はないが、電子メール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

(4) 著作権等の帰属

ア 本業務に関する広報物（ホームページやSNSへの掲載物含む）について、当該著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属し、委託者が編集・加工して利用することを妨げないものであること。
イ 受託者は、委託者の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び19条を行使することができないものとする。

(5) その他

ア 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
イ 本仕様に定めのない事項については、委託者および受託者（または関係当事者）間で協議の上、誠意をもって決定する。
ウ 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上